

## 令和4年度第1回赤穂市男女共同参画審議会会議録

1 日 時 令和4年9月28日(水)

14:00～14:50

2 場 所 市役所2階204会議室

3 出席者

(1)委 員 磯本歌見、深澤すみ子、山田和子、後藤和子、酒井増二  
石原将司、一瀬貴子、江端益子、田川英生  
(秋川陽一委員は所用のため欠席)

(2)事務局 (市民部長) 関山善文  
(市民対話課長) 松本久典  
(人権・男女共同参画係長) 一二三千加子  
(人権・男女共同参画係員) 宮本彩

(3)傍聴者 1名

4 会議の概要

(1)開 会

(2)協議事項

①第2次赤穂市男女共同参画プランの実施状況について

②男女共同参画関連事業の提案等について

③次回開催日程について

④その他

(3)閉 会

## 審 議

事務局

定刻に少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和4年度第1回赤穂市男女共同参画審議会を開催いたします。

私は、本審議会の事務局を担当しております、市民対話課長の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会には9名の出席がございまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第2項により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、秋川委員からは、所用のため本日欠席ということでご連絡をいただいております。

では、赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領により、会議を公開することとしておりますが、本日は、1名の傍聴希望者がおられます。

ただいまから入室していただいておりますでしょうか。

各委員

はい。

(傍聴希望者入室)

事務局

本日の会議資料は事前に送付させていただいておりますが、お持ちでない方はお申し出いただければと思います。皆さんございますでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、山田会長からご挨拶をお願いします。

会 長

改めまして、みなさま、こんにちは。本日はお忙しい中、また、コロナ禍のなか、令和4年度第1回目の審議会に出席していただき、大変ご苦勞様でございます。事前に送付させていただいております資料は、大変盛りだくさんの内容ですが、目を通していただけたと思います。

男女共同参画は、なかなか進んでいないようですが、赤穂市においては、平成15年からしてみますと、ずいぶん変化をしております。進まない要因を考えてみますと、ワークライフバランス、女性のキャリア支援等が挙げられますが、意識改革として、この問題は、男性の問題でもあると思います。活力ある経済活動を実現するためにも、男女が相互に協力しあうことが必要であり、大切であると考えております。本日の協議事項が3点ありますが、最後までご審議の方、よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。

会議の進行につきましては、赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第1項の規定により、会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、審議にうつらせていただきます。まず協議事項①「第2次赤穂市男女共同参画プランの実施状況について」ですが、協議事項②「男女共同参画関連事業の提案等について」も関連がございますので、併せて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、資料2「第2次赤穂市男女共同参画プラン取組計画・実施状況報告書」をご覧ください。この資料につきましては、事前に送付させていただいておりますので、それぞれの事業ごとの細かな内容についての説明は省略させていただきますが、男女共同参画において、赤穂市が目指す姿として、

1. 社会のあらゆる場において男女の人権が保障されるまち
  2. 職場や地域で男女が対等なパートナーとして責任を担い、参画するまち
  3. 家庭で男女が共に自立し、思いやりの気持ちで互いに助け合うまち
- の3つを掲げ、具体的には、条例の基本理念に基づき8つの基本目標、
1. 男女の人権の尊重
  2. 社会における制度や慣行への配慮
  3. 政策・方針決定過程への女性の参画

4. 男女の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現
5. 国際社会の取組と協調
6. 男女の互いの性への理解と健康への配慮
7. 配偶者等からの暴力の根絶
8. 女性の職業生活における活躍の推進

を設定しています。

さらに、8 つの基本目標ごとに基本課題を設定し、それに対する施策として、No. 1 から No. 40 までの 40 施策と、主な取組、主な担当課を決め、事業に取り組んでいます。

「令和 4 年度の主要な取組計画」の欄には、今年度に取り組みを予定している、または取り組みつつある事業、内容を記載しています。

令和 3 年度の事業実施状況の欄は、主に 3 年度に実施した内容を、その下の「実施事業に対する評価」の欄には、3 年度に実施した事業がどのような形で、男女共同参画社会づくりに繋がったかを各担当課が自己評価し、当てはまるものにチェックしてもらいました。

そして、「課題と今後の取り組み方向」の欄には、事業に取り組むにあたって課題となっていること、今後どういった方向で事業を実施していくのかを記載しています。

次に、資料 3「赤穂市男女共同参画プラン」実施計画進捗状況（令和 3 年度末）別紙 をご覧ください。

女性を含む行政機関の比率、委員数に対する女性委員の比率について、第 1 次プラン策定時の平成 15 年 3 月 31 日と令和 4 年 3 月 31 日の状況を比較したものです。

女性委員を含む機関は、61.3%から 72.2%に増加しています。

女性委員の率は、16.2%から、20.4%に増加しています。

次に協議事項の②「男女共同参画関連事業の提案等について」であります、条例第 11 条及び第 22 条の規定により、審議会でもいただいた意見を付して、資料 2「第 2 次赤穂市男女共同参画プラン取組計画・実施状況報告書」を公表することとしております。

公表の方法ですが、市のホームページで公開いたしますとともに、一部抜粋したものを、11 月の広報に掲載したいと考えております。

その広報原稿の内容については、資料 4 のとおりでございますが、基本目標 3 の「政策・方針決定過程への女性の参画」の欄につきましては、第 2 次プラン策定時の、平成 25 年度末の女性を含む機関率と、女性委員率とを比較して記載いたしました。

実施状況に対するご意見、また次年度以降の施策についてのご意見をお伺いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長 事務局の説明にありましたように、第 2 次赤穂市男女共同参画プランの取組計画・実施状況報告について、当審議会の意見を付して公表することとしておりますので、委員の皆様からご意見や気づかれたことがありましたらお願いします。

委 員 7 ページのところにある、令和 3 年度の事業実施状況ということで、公民館講座で料理教室を開催したと報告されているんですけども、これは、どういう方法で告知や募集をされているのか教えていただきたいなと思います。

事務局 公民館活動ですので、サークルのように、毎年、年度初めに募集をして、通年で活動していると聞いていますが、公民館によって多少違うことがあるかもしれません。

委 員 では、各公民館で、ポスターなりチラシなりを配るなどして、公民館を利用し

事務局 委員 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員

ている人が参加できる料理教室ということですか。  
 そうですね。地元優先という形になっていると思うんですが。  
 では、令和4年度も同じような形で、これはまだ報告がありませんが、単発の講座ではなくて、何度かにわたる講座で、今年度既に始まっているものもあるということですか。  
 そう聞いております。  
 料理教室以外に、そば教室とか、いろいろあります。各公民館からチラシが入って、年度初めに募集をかけて月1回とか月2回とか、毎週やるような講座もありますね。回覧広報などでチラシが回ってきます。各公民館でやるのが違って、講座はたくさんありますよ。  
 わかりました。では、年間を通して、月に1回とか、月に2回とかで開催されている講座ということですね。  
 そういう講座もあるし、今年は感染予防で子どもの料理教室などは中止が多いですけども、夏休みに子どもの料理教室を単発的に開催しております。  
 参加者募集は地域優先ということなんですね。資料を見ていたらすごく楽しそうなので、地域を越えても参加できるようにしてくれたら、興味があるものに行けたりするんじゃないかなと思いました。  
 ご興味ありましたら、公民館に問い合わせいただければと思います。  
 それから、21ページの「男女共同参画週間の期間中に図書館と女性交流センターにおいて、男女共同参画週間であることを掲示し、～」というところで、どのような効果がどのくらいありましたか。例えば、期間中にこんなイベントをしたとか、チラシを結構配ったとか、関連図書の貸し出しが多かったとか。  
 期間中には、ホームページなどでPRしております。すぐに何か大きな効果があるということではないのですが、昨年の男女共同参画審議会図書館との連携をご提案いただき、こちらから働きかけまして、今年度、6月23日から6月29日の男女共同参画週間の前後で約1ヶ月、図書館で啓発コーナーを設けさせていただきました。その際、女性交流センターのPRコーナーも併設しております。  
 それと、資料別紙の、男女共同参画市民講座のところ、終わったものも含めて紹介されていますよね。どれもすごく興味があったんですけど、日程が合わなくて、行けなかったんです。それで、一瀬先生がされてた「リーダーシップに必要な技術～」の講座も行きたくても行けなかったんですけど、それに行っていた友達がSNSで、今この講座に来てますっていうふうに発信していたんですね。それで、「えー、私、行きたかったのに残念」とか「また話を教えてね」みたいな形でSNSに書き込みをしたら、その友達が、当日会場でもらったレジメを家に持ってきてくれたんです。資料を見ていたらやっぱり行きたかったなと思って。これからウィズコロナの時代で、例えばレジメなどを、希望すればもらえるとか、オンライン開催をするとか、せっかくだいい講座をしているから、その場限りではなくて、もっと広く、後からYouTubeで配信するとか、ウェブ開催、オンライン開催を含めて今後、考えてもらったら、参加しやすくなるんじゃないかなと思いました。以上です。  
 当日の資料については、お渡しすることは可能かと思います。今、確かにコロナで講座がなかなか開催できないような状況もありまして、各方面でオンラインを使った講座が普及しているのも聞いておりますので、引き続き研究したいと思っております。  
 ほかにございませんか。  
 図書館と女性交流センターの連携はすごくありがたいことで。実際女性交流センターに行けてなくても、啓発コーナーがあったことでいろんな方に見てもらえたんじゃないかなと思います。それと、今日聞いたかったのは、学校のこと

です。幼稚園・小・中・高と子どもの名簿がありますよね。今、我が子が 28 歳～35 歳の間で 3 人いるんですけども、小学生の時だけ男女混合名簿で、中学生になると男子と女子に分かれて。小学校では男女混合だったのが急に中学校で分かれて、高校も分かれてたんです。そういうことがあったので、今、どういう取り組みをしてるかということと、今後はやはり小学校と中学校、高校で連携していくっていうのが大事なことじゃないかなと思いました。

事務局 高校受験の関係で、高校に合わせる形ですと男女別々だったのですが、確か今年度から中学校も全 5 校とも、男女混合の名簿になっています。

委 員 今年から、なんですね。まあ、ちょっとずつでもね。せっかく小学校でそういった取り組みをしているので、中学でも続けてほしいですね。ありがとうございました。

委 員 すいません。56 ページの、令和 3 年度の事業実施状況のところ、「相談者の保険の手続き」とありますが、何の保険ですか。

事務局 これは、夫の社会保険の被扶養者だった相談者が、国民健康保険に加入するための手続きに必要な書類作成です。通常は夫に頼んでの手続きになってしまいますが、相談者自身の手続きだけで健康保険の異動ができるようになります。

委 員 わかりました。

会 長 ほかがご意見ありませんか。

委 員 24 ページのところですけども、「女性の目線からの意見を取り入れることは重要である」という、防災関連の報告があったと思うんですけども、具体的に女性がどのような役割を担ってらっしゃるのかということと、女性ならではの視点で、防災計画等に生かされている点がありますかという、2 点をお聞きしたいです。

事務局 担当課が危機管理担当なんですけども、防災計画に女性の声を反映させるということで、女性防災士さんが入って、例えば避難所で、女性目線での対応や、こういった配慮が必要なのかというようなことをお話いただいていると聞いております。

委 員 ありがとうございます。例えば、妊婦さんの視点とか、それからお母さんならではの、子供さんに対する視点とか、そういうのも必要になってくるのかなという風に思いました。

会 長 ほかにご意見、ございませんか。

委 員 26 ページなんですけども。“男女の仕事と生活の調和”ということで、ワークライフバランスの実現。この辺が進んでいかないといけない、という思いがしてます。2013 年、女性活躍ということで、安部元総理が三本の矢に位置付けてから、我々のこういった活動が進みつつあるんですけども。やっぱりその、女性の活躍っていうのはどこかということと、やっぱり職場でいかに女性が活躍しているか、活躍できる状況があるのかということだと思っただけなんです。ところが、女性側からすると、直近の新聞のデータなんですけども、「管理職にはなりたくない」という人が多いんですね、実際は。そうすると、この問題の議論を深めていくときに、どうなのかなという疑問も、起こりうるんですね。だから、私生活と両立できないというのが圧倒的に多いんですね、管理職にならない理由は。これは男性、夫が家事や育児を手伝わない、ということと裏腹かなと思ったりするんですけども。2 つめがですね、残業時間が増えると。要するに残業はしたくないと。それから次は、管理職への成長の機会がなかったとか、男性中心で抵抗感があるとか。これはね、“管理職になれない本当の理由”という座談会のタイトルなんですよね。だから、私も前々から言ってるように、何とか市内の中小企業者に対して、女性が活躍できる場を何とか確保できないかっていうこと前回は申し上げたと思うんですけども。例えば 26 ページの今年度のところで、「事業所などに仕事と生活の調和を図るため、各種制度の周知など多様化す

る働き方に関する情報提供に努める」とあります。具体的にはどういうことをなさるんですかね。

事務局 国や県から届いた啓発資料を、商工課を通じて事業所に提供しているということが一つあります。

委員 以前に、モデル事業所を作ったらどうかという話をしたように思うんですけど、その辺のところはいかがでしたか。昨年1年間、そんなアプローチはされましたか。

事務局 正直、個別の企業には、なかなか提案できていない状況です。コロナの影響もあるんですけども。モデル事業所についてのアプローチができればとは考えていますが、具体的にどのような指導なりができるかというところは、もう少し研究させていただきたいと思います。

委員 ですから、結果を見て言うんじゃないですけども、その下に、「事業実施に対する評価」ということで当てはまる項目にチェックという欄がありますね。ここに、「ワークライフバランスの推進に繋がる内容である」という項目がある。ほとんどが、よくわからんところにチェックが入っている。ということは、具体的には何もしていないということになります。「男女は互いに対等な立場である」という意識を高める内容であるとか。「性別役割分担意識の解消につながる内容である」とか。この辺が、本当に男女共同参画社会の実現には必要な項目なんですよね。ところが、「ワークライフバランスの推進につながる内容である」という、具体性がほとんどない。そこら辺のところを、市が、部局の中で、実践するのか。もしくは、市内の事業者に対して、モデル事業所を作るのか。それと、本当に、ジェンダー多様化する人材の育成とか、ジェンダーギャップとか、そういうのはなかなか難しい、と思ったりもするんですね。

そういったことで、私は自治会から来てるんですけども、12 ページに、「社会における制度や慣行への配慮」という基本目標があって、「男女共同参画フォーラム等を自治会役員に案内し、～」とあります。これ、去年のフォーラムは講師が露の団姫さんで、一昨年と比べると参加者が倍ほどでしたね。200人余り来ていました。私の地区からは4人行ったんやけどね。なかなかいいお話でした。男も女も目から鱗が落ちたんじゃないかなと感じたんで、そういうことをずっとやってもらったらいいと思うんですが。

そうは言いながらも、令和元年度は女性の自治会長が3人いたんですね。で、令和2年度も3人。ところが令和3年度は2人、今年、令和4年度は1人です。では、来年度はゼロか？となると、こういう議論はしているけどね、なかなか、赤穂市の一般市民には浸透していないですね。その辺のアプローチをどうされるのか。先日、議会で質問があったと思うんですけども、この時の答えのような状態では、なかなか前へ進まへんという風な気がしとるんですけどね。その辺、いかがですか。

事務局 市としては、男女共同参画の取り組みとして、市民講座やフォーラムなどを開催いたしまして、少しでも啓発に取り組んでいきたいという風に思っております。ただ、自治会長の件に関しては、市が強制的にというわけには参りませんので、自治会の皆さんにも少しでも理解を深めていただくように、お願いしていきたいと思います。田舎ならではのいいですか、自治会など、外の仕事は男の人がやって、家の仕事は女の人がするといった、性別役割分担意識の改善はなかなか一朝一夕にはいきませんが、比較的若いカップルでは、家事分担などもやっていってる、という話も聞きますので、少しずつでも、世代が変わっていくことで、男女の考え方というのでも変わってくるのかなと思います。

委員 市役所の男性職員で、育休取得率のデータはあるんですか。

事務局 今、手元にはないんですが、男性で取ったというのは、本当にわずかです。

委員 その辺も、市の職員から実践してください。見本になります。

委員 先ほどの話で、3人いた女性の自治会長が、2人になり1人になるということは、自治会自体にも問題があるんじゃないですか。

委員 それはもちろんあると思いますよ。96自治会ありますからね。

委員 だんだん減っていくというのは、自治会自体にも「居づらい」とか、そういう雰囲気があるのではないですか。その辺から改善してもらったら。

委員 個別ではなかなか、対応しづらい部分があります。だから、大きくどうとらえるかということです。私が、福祉活動の中でもまず取り組めるんじゃないかと思うのはね、例えば、社協の3世代交流事業は、自治会で、3世代が交流する場になっています。そういうものを開くと、子どもがいる若い世代の女性が企画に参画できる。アクションもとれる。そういうところを端緒にして、自治会活動に早くから親しむという風にしたらどうかと、社協に言ってるんですがね。なかなか、男性社会っていうのが、あるようですね。

事務局 自治会で女性が会長になった事例は3人というのが過去最高なんですけども、まだまだ定着していないという状況です。その辺りは、様子を見ていくしかないかなと。委員もご存じのとおり、女性に急に会長を、というのなかなか難しいところがあると思いますので、少しずつでも、増えていくというような形で取り組んでいけるように自治会とも連携していきたいと思います。

委員 ですから、去年のフォーラムの講演会みたいなきに、自治会に責任出席を依頼するとかね。役員は絶対行くとか、参加人数を割り当てるとか、少し強めの文書を出してもええと思う。それで参加して、話を聞けばある程度、自治会長さん達の意識が変わるかなと。講演の内容にもよりますが。

事務局 また、この後ご説明いたしますが、今年も人権・男女共同参画フォーラムを12月17日(土)に予定しておりますので、その時にまた、自治会にお願いしたいと思います。

会長 では、重複する部分もあるかと思いますが、次年度以降の課題と取り組みについてはいかがでしょうか。ないようでしたら、審議会としての意見をまとめたいと思います。それでは、事務局の方でまとめよろしく願いいたします。公表の方法としては、会議録のホームページへの掲載、及び広報あこうへの原稿掲載等ことでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 本日の会議録は、後日送付させていただきまして、委員の皆さんに内容を確認していただきたいと思っております。その時に、本日頂戴いたしました、男女共同参画プランに対するご意見を、こちらの方でまとめまして、会議録と一緒に送付し、公表内容の承諾をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 そういった方法でよろしいでしょうか。異議はないようですので、そのようにさせていただきます。では、事務局よろしく願いいたします。

事務局 次に、協議事項③の「次回開催日程」について、事務局より説明してください。今後の事業化に向けてのご意見につきましては、可能であれば来年度の予算要求で検討いたしたいと考えております。したがって次回開催の日程につきましては、来年度予算が固まる、来年3月頃を予定したいと考えております。

会長 では次回開催につきましては、来年3月頃としますが、具体的な日時につきましては、事前に通知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局 次の協議事項④「その他」について事務局より願います。

事務局 その他なんですけど、1点目に、男女共同参画事業としまして、女性団体懇話会が主管しております、男女共同参画市民講座についてご説明いたします。今年度の講座については、すでに3回とも終了しておるんですけども、第1回目は7月15日(金)に整理収納アドバイザーの、竹裏由佳さんを講師に「整理収納講座～自分らしく過ごすためのお片付け～」を開催し、37名の参加があり

ました。2回目は8月4日(木)に、社会保険労務士でファイナンシャルプランナーの大津恵美子さんを講師に、「賢いお金の貯め方・増やし方」を開催し、30名の参加がありました。3回目は9月10日(土)に、本審議会副会長の関西福祉大学教授、一瀬貴子先生を講師に「リーダーシップに必要な技術～話し方のキ・ホ・ン～円滑なコミュニケーション能力を育む家族内対話」を開催し、29名の参加がありました。2点目、女性のための働き方セミナーは10人程度の少人数制セミナーで、兵庫県立男女共同参画センター イーブンとの共催です。今年度のテーマは「子育てママ向け・仕事とお金のことを考えてみるセミナー」で、10月20日の開催に向けて現在申し込み受け付け中です。本日、チラシを配布させていただいております。なお同日開催で、女性のためのチャレンジ相談も開催予定です。起業や再就職を考えている女性のために、イーブンから相談員の派遣を受けて開催いたします。3点目が、DVの防止に向けた啓発を促進するというので、昨年度に引き続き今年度もウィメンズネット・こうべから講師を迎え、デートDV防止講座を10月4日に開催いたします。若年層への啓発に取り組んでおり、今年度の対象は坂越中学校3年生の皆さんにお願いしております。4点目が、12月17日に、人権男女共同参画フォーラムの開催を予定しております。講師は、人権や男女共同参画をテーマにした講演の実績が多数あるマルチ音楽家、アマデウス大西さんをお願いしております。事業の説明は以上でございます。

会 長 事務局の説明は終わりましたが、全体を通して、委員のみなさんから何かご意見などございましたらお願いしたいと思います。

私からいいですか。市民講座の件ですが。例えば7月15日に行われたのは応募者が多くて、申込開始日の次の日には締め切られていたそうです。来年度もし、こういった講座をするなら、人数制限をもう少し増やすことは可能なんでしょうか。

事務局 そうですね。市民会館の大会議室で開催しましたが、スペース的には、もう少し人数はふやせるかと思えます。ただ、座学形式の講座だったり少人数のグループ討議のような講座もあったり、講座によって適正な人数があると思うので、講師とも話をさせていただいて、考えていきたいと思えます。

会 長 申し込み先着順ですよ。だから、かなり行きたかったような方もいらっしゃいますが、その日で申し込みが終わりです。

事務局 はい。人気講座になりますので、同じテーマの講座が今年で3回目になるんですが、それでもまだ、すぐにいっぱいになります。今年度は受付の開始日を設定してこの日から一斉にというような、不公平にならないような工夫をしております。ただ来年、この講座を実施するかどうかというのはまた、女性団体懇話会の委員さんとも協議して決定していきたいと思えます。

委 員 あのね、ちょうど子育て中の女性は、非常に忙しくて、仕事をするにしても子どものことがとても心配で、上昇志向がないと言われる状況も仕方ないと思うんですが、子どもを預けるために赤穂市独自の枠組みを考えて、女性も仕事ができる状態、例えば朝早くから預かってもらえて、というような形にできないかなと思うんです。子どもも増やさないといけないし、仕事も頑張ってもらいたいという場合、女の人は特に子どものことがすごく気かりで、働きながら子育てをしてる方は大変だと思うんですね。男の人は今まで通り、ある程度奥さんに任せておいたらっていう部分が、未だにあると思うんですけど、そこら辺をもう少し、市として考えていただけたらなと思うんですね。幼稚園とか、保育所とか。今言ったような課題が少しでも解決したら、中にはパワーのある女性がいて、頑張ってくくださるかなと思うんですけど。どうしても、子どもが2人3人いらっしゃったら、子どもを犠牲にできないから、他の方向に力を使えない。もし本当にその仕事をしたくても、子どもを犠牲にしたくない、とい



う部分があるんですね。その部分を考えていただけたらなと思います。

事務局 保育の時間を延長なり、朝早い時間に開始するということですか。

委員 それだけではなくて、今、保育所などを利用されてるお母さんの要望を聞いて  
いただきたいんです。私はもう子育ては終わっているから、今の時代がちょっ  
とわからないんですけど。

事務局 女性が働こうとしたときに、企業側の要求と、子育て中のお母さんの要望にず  
れがあるから、大変なんじゃないかなと思うんです。今、保育所は何時から預  
けられるかわからないけれど。

事務局 延長保育している保育所は、朝は7時半から、夜は19時までしています。

委員 そしたら、ちょっと遠いところに勤めている方は、誰かに預かってもらって、  
保育所まで送ってもらって、とかしないと無理ですよ。時短の制度を使えば  
いいかもわかりませんが、そうすると出世からは程遠い、ですよ。

事務局 時短をしたから出世できない、という仕組みが悪いですよ。

委員 でもやっぱりちょっと、時短だと仕事の把握もできないですよ。だから、時  
短はできるけどしたくない、という人も聞いたことあるんですよ。そこらへん  
が解決できたら、女の人も頑張ってくれるん違うかなと思うんですけど。そこ  
は本当にネックだと思うんです。あとは、病児保育も問題ですけどね。

事務局 男女共同参画プランの中にもありますように、各所管課で、預かり時間の延長  
などの取り組みをしていますので、さらにもう少し、女性が働きやすい環境を作  
っていけるように、話していきたいと思います。

委員 ところがね、もしそれを完璧にできたら今度ね、仕事の方が子育てより楽なん  
です。それで仕事に没頭したら、親子のつながりが希薄になったりね、そこら  
へんが矛盾するところなんですよ。でも現実なんですよ。

事務局 今の男女共同参画の取り組みというのは、男女一方だけが子育てに関わるとい  
うことではなく、男女がお互いに協力して、子育てしていくというのが今の考  
え方かだと思います。

委員 それをそっちに持っていかないといかんのやね。

事務局 はい。少しずつ、改善といいますか。そういったところでやっていきたいと思  
います。

委員 さきほどのお話と重なるかもしれませんが、興味のある講座があつて参加した  
くても、子どもを見る人がいなくて行けない場合もある、という話がありまし  
たね。34ページにある、ファミリーサポートセンター事業の詳細がよくわから  
ないので教えていただきたいんですが、これは提供会員と依頼会員の間で成り  
立っている事業なんですよ。そして、両方会員というのは、提供もしながら  
依頼もしている会員さんということですよ。こういう、個々のサポート事業  
の枠を広げるなどして、市民講座などで提供会員さんに一時保育をお願いする  
とか、そういう分野でも、その場に応じたフレキシブルな対応ができないのか  
な、と思ったのと、子どもがいるから行きたいけど行けないという人のため  
にも、やっぱりオンライン講座などを使って、子どもを抱いてても家でパソコン  
に向かっていたら内容が聴けるとか、そういうのを進めてほしいなと思いま  
した。コロナ禍でそういうオンラインっていうのがすごく発達したというか、い  
ろんな人に認知されたり、それが一般的になっていたりするので、こういう講  
座でも活用すればいいんじゃないかなと思いました。以上です。

委員 よろしいですか。ずいぶん、時代というか、社会が変わってきているなど。今  
年度の事業も含めて、昔と比較をしたときに、“一時保育あり”というような  
ことが設定できる時代になったんだなと思います。これはやっぱり3世代で住  
んでいない、核家族が主体になっているので、そうなっているんでしょうけれど、  
一つ前の世代はね、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に住んでたので、こうい  
う事業に参加する時には、おじいちゃんおばあちゃんに子供を預けといて、興

味があるセミナーなどに参加するというようなことが、日常、できてたんですよ。それが今、核家族が増えて、できなくなって、こうやって一時保育がっていう形で取り組んで、先ほども出たように、保育所だって、朝の7時半から夜の7時まで、延長保育などの仕組みで、その女性が働きやすい、そういうシステムがどんどん整ってきているんですよ。これはこれで、素晴らしいことなんでしょうけれど、実際女性が働くとなったり女性が活動するとなると、やっぱりネックは、家族のサポート。家族の理解が、やっぱりメインだと思うんです。夫が、家族が、女性が外に出ていきやすい状況、会議に参加しやすい状況、そういう協力体制を作っていけないと、やっぱり、なんぼいい施策をしても、家族の協力がなかったら行きたくてもいけないという状況になります。さらに、先ほど委員がおっしゃったように、オンラインでそれを補完して、できるだけ大勢の人にそれを聞いたり見たりしていただけるような取り組みをすることによって、少しずつ変わるのではないかなと思います。ここまでずいぶんね、一時保育が常態化してきてるので、取り組みとしては、大いに進んでるんじゃないかなと私は思っています。以上です。

会 長 他に意見、ございませんか。ないようでしたら、本日予定しておりました議題は全て終了いたしましたので、これで第1回男女共同参画審議会を終わります。進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。それでは閉会に当たりまして、一瀬副会長からごあいさつをお願いいたします。

副会長 世界に目を向けますと、イギリス、スウェーデン、フィンランド、ニュージーランドなど、首相に女性が登用されるなど、女性がリーダーとなるケースも増えてきました。またメキシコでも、国会議員の候補者は、男女同数と2014年に義務化されています。本日は第2次赤穂市男女共同参画プランについて報告がありました。赤穂市では、『すてっぷ巴』の充実、男女共同参画市民講座の開催など、身近なところから、男女の人権について考える機会があります。例えば男性介護者も増加しつつある中、男性の料理教室の拡充なども必要となってくると思います。男性の参加率を高めるために、広報の仕方や内容の充実なども、今後の課題となってくるのではないのでしょうか。今後も赤穂市ならではの地域特性を生かした男女共同参画社会の実現がなされることを願って、ご挨拶とさせていただきます。

事務局 それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。お気をつけてお帰りください。